

平成30年8月24日  
三次市福祉保健部社会福祉課

---

## 三次市被災住宅補修工事費補助制度の 補助対象の見直しについて

---

三次市被災住宅補修工事費補助制度について、この度、補助対象の見直しを行いました。

これまで、当該制度の対象を、平成30年7月豪雨により、三次市内において自己の居宅の用に供する住宅が「半壊」以上の被害を受けた旨のり災証明書を受けた被災者又はその家族としていましたが、新たに、土砂流入、がけ崩れ、地盤沈降により直接住家に損壊があり、り災証明書の判定が「一部損壊」となったものに限り当該制度の対象に加え、被災された住家の再建の支援を図ろうとするものです。

ただし、床下浸水でり災証明が「一部損壊」の判定となったものは除きます。また、お問い合わせや申請等の窓口は次のとおりです。

### ○受付窓口・時間

- ・三次市役所福祉保健部社会福祉課（本庁本館2階）
- ・平日8時30分から17時15分まで

---

本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 福祉保健部 社会福祉課

社会福祉係(担当/小原, 鍛治)

電話番号:0824-62-6146 FAX番号:0824-62-6285

E-mail: fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp